

公益財団法人富山第一銀行奨学財団

理事長 横田 格 殿

助成研究成果概要報告書

教育機関名	：高岡法科大学	助成金額	：400千円
研究代表者	：吉田靖之	所属	：高岡法科大学法学部
		職位	：教授
研究題目	：海洋空間における非国際的武力紛争と国際法—中台武力紛争を題材にして—		

研究概要

本研究は、非国際的武力紛争（伝統的に内戦として認識されてきた一国内における武力紛争）（以下「NIAC」）において、特に海洋空間における敵対行為に適用ある国際法について検討するものである。非国際的武力紛争に関する国際法研究は、1990年代以降主として陸上戦闘に適用される武力紛争法及び国際刑事法の領域において研究が進捗し、国内外双方の学界において業績の蓄積が目覚ましい。然るに、海洋空間における同種の研究は、海外の学界においてわずかながらの先行研究が確認されるにとどまり、国内におけるそれは殆ど手つかずの状態にあるとあってよい。したがって、非国際的武力紛争を背景とした海洋空間における敵対行為の規制あるいは外国船舶への干渉という事項は、先行研究を踏まえて改めて検討に値する国際法上の論点たり得る。結論を一部先取りすると、一般論として、国際的武力紛争（以下「IAC」）において適用ある海戦法規をはじめとする海上武力紛争法、特に封鎖や捕獲等の中立国との関係を生じせしめる規則類はNIACにおいては適用が見られないと一般的に認識されているところ、改めて詳細に検討すると、海上武力紛争法のNIACへの適用の是非をめぐりいくつかの留意すべき論点を確認される。

他方で、2022年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵攻（以下「ロシア・ウクライナ紛争」）は、ロシアの如き強大な軍事力を保有する専制国家が死活的に重要な国益が脅かされていると認識する事態が生じた場合、当該国家にとって武力行使にかかわる閾値が低下することを提示した。そして、我が国周辺地域においては、中華人民共和国（以下「中国」）による中華民国（以下「台湾」）の統一を目的とする武力侵攻（以下「中台武力紛争」）が、そのような事態の一つとして想定される。そして、後述するように、中台武力紛争はNIACに該当し、敵対行為の多くは台湾周辺の海洋空間において展開されることが予想される。したがって左記を起り得る可能性ある事態として認識し、それを国際法の観点から検討することは、我が国の安全保障上極めて重要な意義を有するものと思料される。

本研究の成果要約は以下に記すとおりであり、若干冗長であるとの印象を与えるかもしれない。然るに、本研究の射程は比較的広範囲に亘ること、および国際法に関する精緻な論述を過度に短く纏めることは逆に読み手の理解を阻害する虞がある。したがって、現在出版を進めている論文の概要という形で以下に記すように提示することと致したい。

成果要約

1. 海洋空間における非国際的武力紛争と中台武力紛争

(1) 非国際的武力紛争の定義と海洋空間における国家実行

ここでNIACの定義について改めて確認すると、それは「一国内における、政府当局（当事国）と組織化され

た武装集団またはそのような集団相互の間の長期化した武力による暴力」があれば NIAC は常に存在するとされている。また、要件として、紛争の烈度および紛争当事者の組織性が必要とされる。つまり、NIAC とは、暴動、散発的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等、国内における騒乱および緊張の事態（AP II 1 条 2 項）とは明確に異なる「一国内における武力紛争」である。

近代における NIAC の古典的先例であり、また、NIAC に海戦法規の適用が見られた米南北戦争（1861 年-1865 年）を嚆矢として、20 世紀から 21 世紀にかけても NIAC を背景として海洋空間において敵対行為あるいは通航船舶への干渉が展開された事例は複数存在する。それらは、スペイン内戦（1936 年-1939 年）、第二次国共内戦（1945 年-1949 年）、アルジェリア戦争（1954 年-1962 年）、スリランカ内戦（1983 年-2009 年）、ガザ紛争（Operation Cast Lead）（2008-2009）、リビア（NATO Operation Allied Protector）（2011 年）である。

まずは、これらの事例における海上作戦の実行及び実践を、特に領海以遠の海域における外国船舶への干渉にかかわる実践を中心に再整理し、「NIAC においては海戦法規を中心とする海上作戦法規上の措置が実施可能なりや」、そして、左記に対する回答が是であれば「如何なる措置」が「どの程度実施可能なりや」という後の検討における視座を得る。なお、その際に、スペイン内戦における潜水艦による外国商船への攻撃に対処するために英仏をはじめとする欧州諸国により起案されたニヨン協定（1937 年）が、その前文において「スペイン内戦のいずれの当事者（either party to the conflict in Spain）も、たとえ海戦法規に依拠した措置であったとしても、公海上で外国船舶を攻撃する権利（belligerent rights）およびそれらに干渉する（to interfere）権利を有さない」と明示的にしていることには留意されるべきである。

（2）台湾の国際法上の地位と中台武力紛争の性格

中国および国際社会一般の認識として、現時点における『中国』を代表する政府は、北京の中華人民共和国政府であるとされている。他方で、台湾も台北の中華民国政府こそが『中国』を代表するという姿勢を放棄していない。このように、中台間には「一つの中国」という共通の認識が存在し、このことは国際社会においてもかなりの程度共有されている。ちなみに、学界の一部には、台湾が国の権利および義務に関する条約（モンテビデオ条約）（1933 年）で確認されている国家性の要件を満たしていること、および一部の諸国は台湾と国交を有していること等から、台湾は国際法上の国家であると主張する議論が存在する。他方で、従前および今日ならびに予見可能な将来においても、台湾は自らが『中国』から独立した国家であるとは宣言していない、あるいはそのように宣言するであろうことは想定されないことから、中台関係の根本は政府承認をめぐる問題として整理される。つまり、現時点において台湾が国家性を有しているとは考えにくい。そうすると、台湾が自身が『中国』と完全に別個の国家であるとの宣言なき限り、中台武力紛争は『中国』国内の NIAC であると整理される。ちなみに、中台武力紛争における他国（米国等）による集団的自衛権行使という論点も想起されるものの、コソヴォ紛争における NATO のオペレーション（Operation Allied Force）（1999 年）に見られたように、反乱団体という非国家主体への支援を目的とする集団的自衛権行使は可能であるとは認識されていない。

なお、米独立戦争時において見られたような、中国（当事国）または日米等の外国（第三国）による反乱団体（台湾）の交戦団体としての承認、あるいは、同じく米南北戦争において英国が為したように、外国が中立（ロシア・ウクライナ紛争における NATO 諸国等が選択した所謂 qualified neutrality を含む）を宣言することにより中台武力紛争という NIAC への武力紛争法の全面的適用が開始されることは、理論的には想定される。然るに、仮にそれらがなされたとしても、そのことによって事態が IAC へと移行すること、換言すれば台湾の国家性が承認されるまでには至らない。交戦団体承認とは反乱団体に対する武力紛争法上の対等な地位の付与であり、ある主体を国際法上の国家としての承認する一方的行為である国家承認とは制度趣旨が異なる。つまり、たとえ台湾の交戦団体承認あるいは外国による中立宣言がなされたとしても、紛争の枠組みとしては、中

台武力紛争は「中国は当事国、台湾が反乱団体」である『中国』一国内の NIAC であり、これらの外側に日米等の外国が位置することとなる。ちなみに、第二次国共内戦時においても台湾の交戦団体承認が英国等において議論された経緯が存在するが（1956 年）、結局は左記はなされず現在に至る。なお、中台武力紛争における台湾の交戦団体承認については、台湾の封鎖との連関において 3 章でさらに論述する。

2. 非国際的武力紛争における海上作戦の区域および敵対行為の実施

(1) 海上作戦の区域 (region of operations)

国際的な海上武力紛争 (IAC) においては、交戦国は中立国領域を除くすべての海洋空間において敵対行為の実施が可能とされる。他方で、NIAC においては作戦区域にかかわる地理的要素がより制限的に作用することから、原則として敵対行為の実施は当事国の領域内に限定される。以下においては、国連海洋法条約 (以下「UNCLOS」) (1982 年) の海域区分にしたがって当事国がなし得る措置について概観する。

まず、領海内において当事国は、外国船舶の領海内無害通航 (UNCLOS19 条) の停止および港湾等の閉鎖等の措置が可能とされる。加えて、当事国は、外国船舶による無害でない通航を防止するために必要な措置をとることができる (沿岸国の保護権) (同 25 条)。当事国の立場に立てば、これらの措置は反乱団体への武器等の流入の阻止あるいは海上交通の安全確保等を目的海上における治安維持活動 (法執行活動) であり、海上武力紛争法上の措置には該当しない。なお、その場合、当事国は自国領海内における航行上の危険について自国が認識しているものを公表する義務を帯びる (同 24 条 2 項)。他方で、反乱団体は「国」ではないため、それが支配している当事国領海において上述した当事国によるものと同様の措置を実施することは許容されない。

中国の立場に立てば『中国』の領海は大陸および台湾双方の沿岸におよぶことから、同国が上述の措置を NIAC において実施する場合の海域には、台湾領海も含まれる。また、中台両者の政治的スタンスおよび海空軍兵力の規模の著しい不均衡等の事由から、第二次国境内戦において見られたような台湾海軍による大陸沿岸への進撃、或いは中国港湾の閉鎖 (關閉政策) (1049 年-1960 年) といったオペレーションは想定されにくい。そして、その際の作戦形態としては、スリランカ政府が領海内において LTTE の船舶を規制したオペレーションが想起され、これは海洋法の枠内における措置である。なお、可能性は高くはないものの、台湾海軍が大陸沿岸の中国領海において同様のオペレーションを実施する場合にも、上述の事項は同様に妥当する。他方で、米国の主張に見られるように、これまで中国が台湾本土へ統治上の権威を及ぼしたことは一度もないことから、「台湾周辺海域は中国の『領海』である」との主張には正当性という点から疑問が指摘されるところである。

ちなみに、中国は UNCLOS の締約国であるが、台湾は本条約へ署名およびそれを批准している主体ではない。然るに、台湾は、慣習法を多く内包する UNCLOS の重要性を認識および尊重し、それに依拠する海洋関連国内法の整備、領海および接続水域の公示および EEZ の制定等の海洋政策を進めている。また、台湾は、領海における外国船舶の無害通航権や自国 EEZ における外国の航行権および上空飛行を概ね認めている。ただし、中国との関係においては、台湾側が主張する領海 (台湾周辺海域) における中国籍船舶の航行および上空飛行は厳しく制限されている。また、それ以外の船舶の無害通航権についても、台湾の利益と安全に関わる事態においては制限される。

国際海峡 (通過通航権 (UNCLOS38 条) / 停止されない無害通航権 (同 45 条)) 群島航路帯 (群島航路帯通航権 (同 53 条)) については、IAC においてこれらを停止することはできない。そして、左記が NIAC においては変更または修正されるという国家実行あるいは学説は、現在のところ存在していない。ちなみに、中台武力紛争の主戦場たる台湾周辺の海洋空間には国際海峡および群島水域のいずれも存在しないため、上述の事項はひとまずは考慮しなくてもよい。

つぎに、領海以遠の海域については、まず、接続水域において、当事国による通関上の措置としての船舶検

査（例：スリランカ内戦において1984年に政府が実施した措置）が想定される。他方で、反乱団体による同様の措置を許容する慣習法は存在しない。公海（EEZを含む）上における措置については、国家実行を見る限り、外国船舶への違法な攻撃あるいは干渉を伴わないかぎり、当該海域においてNIAC当事国による敵対行為を禁止する慣習法は確認されない。なお、その際には、公海の使用にかかわる他国の権利に対する妥当な考慮を払う義務が生じる（UNCLOS87条2項）。また、反乱団体による敵対行為も、当事国政府船舶に対するものに限定されるかぎり否定されないとみるべきであろう。

他方で、より議論が存在するのが、他国のEEZおよび大陸棚における敵対行為の実施である。IACにおいては、左記の海域は海上作戦の区域に妥当することから、交戦国による敵対行為の実施は可能とされる。然るに、NIACにおける同様の行為の是非については未だ国家実行なきことから、断定的な結論の導出は困難である。然るに、あくまで一般論ではあるが、EEZにおいて沿岸国が反乱団体による敵対行為を容認すると考えることは困難である。なお、このことは当事国についても同様に妥当すると推察され、例えば先島周辺海域といった日本のEEZへの中台の何れかによる機雷の敷設について日本がそれを容認するとは考えにくい。

(2) 敵対行為の実施 (conduct of naval hostilities)

海戦とは、軍艦及び軍用機という組織的集合体（unit）を単位とする戦闘である。正式に軍艦として就役している船舶は免除を享受するとともに（UNCLOS32条）、それらのみが交戦権の行使及び敵対行為の実施が可能となる。NIACにおける敵対行為の実施主体は、当事国の軍艦およびその他の政府船舶（例：沿岸警備隊巡視船等）である。IACにおいては、紛争当事者が準軍事的または武装した法執行機関を自国の軍隊に編入した場合には、他の紛争当事者にその旨を通報することが必要とされるが（AP I 43条3項）、NIACにおいてはそのような手続きは想定されていない。なお、IACにおいて補助艦は軍事目標となり得るが、敵対行為への参加は許容されていない。然るに、NIACにおいて補助艦は反乱団体への敵対行為の実施は可能とされる（ただし、外国商船に対する臨検および捜索は実施できず）。したがって、中国および台湾の其々の海軍のほか、中国海警あるいは台湾海岸巡防署（海上保安庁に相当する海上法執行機関）のいずれも敵に対する敵対行為の実施が可能とされる。

つぎに、人的軍事目標については、当事国正規軍構成員（および政府船舶が敵対行為に参加する場合にはその乗員）および反乱団体構成員である。特に後者については、戦闘機能を継続的に帯びる者とされるため、台湾海軍軍人のほか台湾海岸巡防署職員もこれに該当する。また、物的目標については、AP I 52条2項の定義がすべての武力紛争に妥当するほか、民用物と軍事目標との区別原則はIACと同様に妥当する。

ところで、NIACにおいては外国商船の平和で安全な航行に対する干渉は原則として禁止される（仔細は3.項参照）。海上武力紛争において外国商船の平和で安全な航行を著しく阻害する海戦の手段および方法が機雷およびその敷設である。ハーグ第VIII条約が慣習法化していることを前提とすると、NIACにおいて当事国が沿岸防備あるいは反乱団体への軍事物資の流入阻止といった合理的な目的のために領海内に機雷を敷設することは禁止されない。他方で、そのような場合には、Notice to Mariners等の手段による告示がなされなければならない（UNCLOS25条3項）。国家実行を紐解くと、リビアにおける事例（2011年）においてカダフィ政権が領海内に機雷を敷設した。然るに、その際に機雷源の告示および代替航路の指定といった予防および安全策が講じられていなかったため、適切性を欠くものと評価される。なお、領海外における敷設については、それがNIACにおける軍事目標のみに指向される場合には許容されるとの主張が学界の一部において確認される。然るに、中台武力紛争の戦場である台湾周辺海洋空間が帯びる世界的に重要なSLOCSとしての機能等に鑑みると、かかる海域における機雷敷設は理論的にはともかく現実には想定し難く、また、周辺諸国を中心とする国際社会がそれを受忍すると考えることは困難である。

3. 外国船舶への干渉

(1) 封鎖 (blockade)

2章で概観した国家実行からは、当事国による反乱団体掌握地域の封鎖という論点が想起される。封鎖は戦争行為 (act of war) であり、対象国への海洋空間を介した一切の物資の流入およびそこから物資輸送の強制的な遮断を制度趣旨とする。また、封鎖線は対象地域沿岸のみならず公海上にも及ぶことから、中立国の海洋空間を使用する権利との抵触が生じる。封鎖犯破船 (blockade runner) は国籍および積荷の如何にかかわらず没収される等、同様に中立国に影響を及ぼす捕獲よりもはるかに強力な海戦の方法であり、領海内における港湾等の閉鎖、例えば、第二次国共内戦時における關閉政策とは制度趣旨が明確に異なる。なお、封鎖の要件については、海戦法規に関する宣言 (ロンドン宣言) (1909年) 1条から21条にかけて詳細な規定があり、これらは慣習法化しているとされる。

一般的に、NIACにおいて封鎖は成立しないと認識されている。まず、封鎖は交戦国軍艦が中立国商船に対して実施するオペレーションであるが、第三国が中立を宣言した場合を除きNIACには中立国なる概念は存在しない。つぎに、上述したように、封鎖は公海上に及ぶが、NIACにおいて公海上における外国船舶への干渉は困難であるとされている (前出)。なお、封鎖以外の公海上における外国船舶への干渉については、以下(2)項で詳述する。

NIACにおける封鎖の古典的事例が、米南北戦争における連合国 (南部) に対する合衆国 (北部) の封鎖である。米南北戦争において合衆国政府は、12の連合国主要港湾に対する封鎖を宣言した。(1861年4月19日) これは連合国に対する黙示の交戦団体承認に該当し、英国は中立を宣言した。その結果、南北戦争はNIACながらも戦争法 (武力紛争法) が全面的に適用される事態へ移行した。なお、当事国による明示あるいは黙示交戦団体承認が第三国に対して対抗力を有するのか、逆に第三国の行う承認が当事国に対して対抗力を持つのかについては議論がある (承認の相対性の問題)。

このように、仮に中国が台湾を封鎖した場合、それは台湾を黙示に交戦団体として承認するという帰結を招く。そのような事態が中国にとって望ましいのかという論点はひとまずは措くとして、第三国による交戦団体の承認の要件について、ここで改めて確認しておく。それらは、①一般的な性格の武力紛争の存在、②反乱団体が領土の実質的な部分 (a substantial portion of national territory) を占領し統治していること (単に辺境部分のみの占領、統治とは明確に区別)、③反乱団体が戦争法/武力紛争法にしたがって行動していること④第三国が当該NIACに対する態度を提示する必要という「承認の必要性」があることである。ちなみに、第三国が中立を宣言した場合、当該第三国は当事国による臨検および捜索を受忍する義務が生じる。

なお、第二次国共内戦時において關閉政策が開始された当時、それに対する英国の認識は注目に値する。關閉政策が開始された1949年当時、英国は国民党政府が『中国』を代表するものとしており、共産党を交戦団体として承認することを躊躇していた。然るに、英国が国民党による關閉政策を海戦法規上の封鎖とすることは、共産党を黙示に交戦団体として承認することを意味するため、英国は国民党を *de jure* な政府であるとして、外国の海上交通に対する措置は領海内にとどまること、および港湾の閉鎖は共産党が支配する地域のみ限定されると主張した。左記の措置は海洋法の枠内における措置であり、そこには海戦法規上の概念である犯破という要素は存在しない。ちなみに、關閉政策において台湾海軍は公海上で外国船舶を複数攻撃しており、これはNIACにおいて許容される敵対行為の範囲を大きく逸脱する行為である。他方で、左記を逆手にとって、中台武力紛争において今や圧倒的に優勢である中国海軍が同様のオペレーションを実施する可能性は、作戦形態等の如何によっては完全には否定できない。なお、これらとの関連において、アルジェリアおよびガザの事例におけるフランスおよびイスラエルの措置は、黙示の交戦団体承認と同様の効果を及ぼしたとする議論も学界の

一部においては存在する。

このように、NIACにおいて封鎖を実行するためには、交戦団体の承認という手続きが踏襲される必要がある。海戦の歴史において、交戦団体承認がなされたのは先に引用した米南北戦争の事例のみにとどまっていることから、かかる制度はもはや廃絶したとの指摘も散見される。それを踏まえ国家実行を検討し、NIACが従前「戦争」として認識されていた程度の烈度に達したならば、封鎖をはじめとする海戦の方法が全面的に使用可能となるとする議論も一部においては存在する。他方で、この主張に対しては、武力紛争の烈度はNIAC当事国が船舶の措置を実施するための一つの指標に過ぎないこと、および烈度のみではINCに適用される封鎖法等の海戦法規をNIACに適用させることは困難であるとの反論が存在する。また一方で、烈度を一定の基準としながらもNIACにおいて封鎖を実施したならば、結局のところそれは黙示の交戦団体承認と同様であると指摘される。

(2) 海上阻止 (maritime interdiction)

繰り返しになるが、当事国（中国）による外国船舶に対する措置は、原則として攻撃に至らない措置のみが実施可能である。その場合においても、領海以遠における干渉は許容されない。ただし、外国船舶が反乱団体を支援する場合（例：軍事物資の輸送等）、当事国の視点からはそれは軍事目標に該当し、領海内はもとより領海以遠の海域における対処も可能とされる。

封鎖以外の措置として、公海等の領海以遠の海域における外国船舶への干渉にかかわる実践が国家実行には幾つか確認される（アルジェリアおよびガザの事例）。まず、アルジェリア戦争においてフランス海軍は、1,500キロに亘るアルジェリア沿岸の沖合海域においてパトロールを実施し、海上を介した反乱団体（FLN）に対する武器等の流入の阻止のための活動に従事した。その一環として、アルジェリアへ向けて航行する一定規模以上の船舶はフランス海軍による乗船及び捜索を受けることとなり、捜索の結果、武器、弾薬及び爆薬類が発見された場合、それらの物資は没収された。このような船舶検査活動は、関税海域のみならず遙か遠方の公海上においても大規模かつ広範囲に展開された。

フランス海軍による措置の対象とされた国は欧州諸国を中心として極めて広範囲にわたり、諸国はフランスの行為を公海航行の自由を著しく阻害するものとして非難した。それに対しフランスは、「緊急状態における国家の自衛」を主張して正当化を試みた。これに対し、NATOの盟主である米国は関与せずとの態度を一貫して維持し、英国もこれに追従した（当時は冷戦の最高潮期にあったことには留意する要あり）。そのため、自国船舶が干渉の対象とされた欧州諸国は、本問題を外交的に解決することを選択した。

また、ガザ紛争において、イスラエルはガザ地区沿岸に封鎖を設定したが、救援物資等を輸送する「自由の船団」が封鎖線を越えてガザ周辺海域に進入した際に、同国はこれを封鎖破犯であるとして船舶に強制的に乗船し制圧下におくとともに、行先変更を講じた（2010年5月）。かかる行為の正当化として、イスラエルはハマスとの間のIAC状態にあることから上記の措置は封鎖破犯船に対する海戦法規上の措置であり、アルジェリア戦争におけるフランスの主張と同様に、国家のsecurity interestを担保する自衛権（*jus ad bellum*）に根拠を有するものであると主張した。ガザ紛争の法的性格については、イスラエル最高裁、イスラエル国家（*Turkel Report*）および国連（*Palmer Report*）はIACであると評価しており、また、学界においてもそれを支持する議論がある。他方で、本紛争をNIACであると主張する学説は、前項で引用したNIACにおける烈度要件を主張し、NIACにおける封鎖の実施可能性を説明する。

このように、アルジェリア戦争およびガザ紛争における領海以遠の海域における外国船舶への干渉については、法的に明確な判断は未だになされていない。また、国家実行もこの二件のみにとどまっていることから、本問題に対する実務的および学術的関心も然程高いとは言えない。このことを奇貨として、中台武力紛争において中国が台湾周辺海域の公海上でフランスが実施したものと同様のオペレーションを展開する可能性は、一

般論として指摘される。そして、交戦団体承認無き状態にあつては公海上における船舶への干渉は封鎖および捕獲として正当化できないことから、中国はかかる行為を左記以外の海上阻止（maritime interdiction）として正当化する必要に迫られる。国家実行では、かかる事態において当事国は、外国船舶への干渉を慣習法上の自衛権および自己保存権の一環として実施した。そのための正当化事由としては、(a) 死活的に重要な国家安全保障上の利益が侵害されていること、(b) 対象とされる外国船舶が (a) との連関を有していること、(c) 海上阻止が紛争地域の近傍でなされること（所謂「長距離封鎖」のように広大な公海上における実施ではないこと）、(d) 措置は必要性および均衡性を帯びていることである。

アルジェリア戦争においてフランスが目的としたところは、国家としての領土のおよび政治的一体性の確保であり、対象は国内で生じた脅威である。ちなみに、「パレスチナの壁事件勧告的意見」（2004年）においてICJは、憲章51条で確認されている自衛権は国内で生じた脅威への対処には援用できないと判断した。当時アルジェリアはフランスの植民地であり、FLNがフランスに対して展開した敵対行為は民族解放闘争の一環としての性格があった。なお、同様の事態が今日において生起すれば、それはAP I 1条4項が妥当する事態に該当しようが、その場合においても、中国との関係において台湾が民族解放団体に相当するのかも疑わしい。そもそもこれまで中国が台湾本土へ統治上の権威を及ぼしたことは一度もないことから、フランスが為した抗弁が中台武力紛争にそのまま妥当するかは聊か疑問である。無論、上述した諸事項は中国も相当程度検討を重ねているものと推察されるが、NIACにおいては領海以遠の海域における外国船舶への干渉は禁止されるということは国際法上確立した規則である。それを強制的に排除して、中国が台湾周辺海域に排他的な海洋空間を設定した場合には、従前の国家実行とは相当程度に異なる事態を招聘することが予想される。

<以上>

研究成果発表状況	雑誌論文、学会発表、図書、新聞掲載、作成 Web ページ、特許権等の出願・取得状況		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 論文：『国際安全保障』2024年冬期号に投稿予定 ・ 講演：「中台武力紛争と国際法—海上作戦法規上の観点から—」外務省国際情報統括官組織（2023年4月6日） ・ 講義：「中国の台湾「封鎖」と国際法」国立台湾海洋大学講義（英語）（2023年12月6日） ・ 講演「中台武力紛争と国際法」高岡法科大学公開講座（全4回）（2024年5月～6月） ・ アウトリーチ活動：「国際情勢と法—ロシア・ウクライナ紛争と中立法の現代的様相」令和5年度富山県寄付講義「現代社会と法」（2023年9月4日） 		
経費の執行状況	区 分	執行額(円)	備 考
	・ 外国出張（台湾）	¥212,652	
	・ 書籍購入（洋書）	¥187,451	